

府営港湾使用料金

港湾施設	区 分	金 額		
		外航船舶	外航船舶以外の船舶	
浮 棧 橋	係留12時間まで	円 銭 4.20	円 銭 4.44	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	2.80	2.96	
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに	2.80	2.95	
岸 壁	係留12時間まで	8.93	9.44	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	5.95	6.29	
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに	1.50	1.58	
物 揚 場	1. 一級地 係留12時間まで	6.30	6.63	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	4.20	4.42	
	2. 二級地		円 銭	
	(1) 一般使用		2.77	
(2) 専用使用		83.30		
荷 役 機 械	1台1時間につき ただし、1時間を超えるときは、その超過時間30分までごとに1台につき		78,640.00 39,320.00	
荷 さ ば き 地	1. 一般使用	1平方メートル1日につき	特級地 11.53 一級地 6.80 二級地 4.60 三級地 3.55 四級地 2.50	
	2. 専用使用	1平方メートル1月につき	特級地 346.00 一級地 204.30 二級地 138.30 三級地 106.80 四級地 77.50	
	3. 港湾管理者の設置する上屋の屋上に工作物を設置する専用使用	1平方メートル1月につき	69.10	
	1. 基本料 (1) コンテナ船（セミコンテナ船を含む。以下同じ。） 係留24時間までごとに	総トン数550トン未満の船舶 総トン数550トン以上3,000トン未満の船舶 総トン数3,000トン以上8,000トン未満の船舶 総トン数8,000トン以上の船舶	5,242.00 33,553.00 50,330.00 67,106.00	
	(2) コンテナ船以外の船舶（係留日、その前日又は離係日の翌日に使用する場合）	1平方メートル1日につき	11.53	
	2. 滞貨料 船舶の係留日の前日又は離係日の翌日を超えて貨物が滞留する場合	1平方メートルにつき	15.72 24.10	
	15日まで1日につき			
	16日以後1日につき			
	荷 さ ば き 地 附 属 事 務 所	1. 一般使用 2. 専用使用	1平方メートル1日につき 1平方メートル1月につき	34.80 1,048.00
	冷凍コンテナ用コンセント	1. 20フィートコンテナのため使用するとき 2. 40フィートコンテナのため使用するとき	1個1日につき 1個1日につき	3,040.00 4,927.00
木 材 整 理 場	1. 使用期間が搬入の日から起算して20日以内の場合	1平方メートルにつき	12.50	
	2. 使用期間が搬入の日から起算して20日を超え30日以内の場合	1平方メートルにつき	20.80	
	3. 使用期間が搬入の日から起算して30日を超え40日以内の場合	1平方メートルにつき	30.30	
	4. 使用期間が搬入の日から起算して40日を超え60日以内の場合	1平方メートルにつき	50.20	
	5. 使用期間が搬入の日から起算して60日を超える場合	1平方メートルにつき	50.20円に60日を超える日数が20日までごとに50.20円を加算した額	
貯 木 場	1平方メートル1月につき		12.50	
野 積 場 及 び 附 属 用 地	1. 一般使用	1平方メートル1日につき	特級地 3.66 一級地 2.50 二級地 1.98 三級地 1.77	
	2. 専用使用	1平方メートル1月につき	特級地 111.00 一級地 77.50 二級地 59.70 三級地 53.30	
	1. 多目的広場	1時間につき	3,100.00	
	2. テニスコート	1面1時間につき	1,100.00	
	上 屋	1. 一般使用 (1) 搬入の日から起算して5日目までの間 イ. くんじょう設備付きのもの ロ. スプリンクラー付きのもの ハ. その他のもの	1平方メートル1日につき	10.90 9.20 6.80
		(2) 搬入の日から起算して6日目以後15日目までの間 イ. くんじょう設備付きのもの ロ. スプリンクラー付きのもの ハ. その他のもの		21.90 18.70 13.80

裏面へ続く▷

